

承認第 1 号

専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する
条例）

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、愛西市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 26 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の改正に伴い、条例の改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したので、報告し、承認を求める必要があるからである。



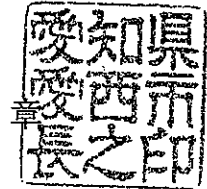
専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
愛西市税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分する。

令和7年3月31日

愛西市長 日 永 貴



愛西市税条例の一部を改正する条例

愛西市税条例（平成１７年愛西市条例第５５号）の一部を次のように改正する。

第８２条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ ２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの 年額 ２，０００円

第８９条第２項第５号中「定格出力」の次に「（第８２条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第９０条第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

- ３ 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。
（軽自動車税に関する経過措置）
- この条例による改正後の第８２条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和

6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。